○国家公安委員会

六　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　一　四

七　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件　一　39　四九

八　猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示　四　二

九　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　八　二

一〇　〃　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件　一五　49　二六三

一一　道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件　二〇　二

一二　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　二七　六

一三　普通自転車の型式認定番号を指定した件　二七　六

一四　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づく公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　二九　63　三七

○国家公安委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

一五　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　二九　特5　七八

○財務省

二　租税特別措置法施行規則第二十条第十八項第一号又は第二十二条の二十三第十八項第一号に規定する試験研究機関等の長等の行う認定に関する手続を定めた告示等の一部を改正する件　二九　二

○個人情報保護委員会

五　個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等の一部を改正する件　二九　二

○金融庁

五　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する件　一　39　四九

六　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　八　三

七　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件　一五　51　二

八　銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準　一五　51　五四三

九　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの　一五　51　五四八

一〇　金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準　一五　51　五五四

一一　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準　一五　51　五五八

一二　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準　一五　51　五六四

一三　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準　一五　51　五六八

一四　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準　一五　51　五七二

一五　金融商品取引業等に関する内閣府令第百十七条第一項第二十八号の二の規定に基づき、金融庁長官が指定する信用格付を付与する者を定める件　二五　58　三六

一六　金融商品取引業等に関する内閣府令第百十七条第一項第二十八号の二の規定に基づき、金融庁長官が指定する時点を定める件　二五　58　三六

一七　金融商品取引業等の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件等の一部を改正する件　二五　58　三六

○金融庁、法務省、財務省

二　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　二二　57　三〇